

【緊急！】消費者トラブル注意報 第95号

災害復旧に便乗した悪質な勧誘・商法に注意！

被災後の災害復旧に便乗した悪質な勧誘や商法の相談が寄せられています。
「工事や修理を無理やり契約させられた」「契約後に高額な追加費用を請求された」など、高齢者・障がい者の世帯や仮設・復興住宅等で消費者被害が発生する恐れがありますので、ご注意ください。

□相談事例

- 突然、業者が訪問し、「後日、行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」と事実と異なる勧誘を行う。
- 「早く工事（修理）を行わないと大変なことになる」と不安をあおり、契約を迫ったり、断っても契約するまで、長時間帰らない。
- 「手持ち資金は不要」などと謳いながら、契約後に高額な追加費用を請求したり、工事前に代金の支払いを急がせる。
- 補助金や火災保険について「申請サポートをしてあげる」「調査や見積は無料」と説明し、後日、高額な手数料やキャンセル料を要求する。

【消費者への対応アドバイス】

●一人で即決しない。

まずは、契約前に家族や支援者などと十分に検討しましょう。

●「恐怖を感じる」「帰ってくれない」「不審な車両や人を見かけた」
ときなどは、すぐに警察に連絡する。

不安を感じたり、おかしいと思ったとき、困ったときは、ご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））

お問合せは

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 小澤

電話：096-333-2308 内線：7478